

「インバウンド県内周遊支援事業業務」

業務仕様書

令和6年6月
岩手県

インバウンド県内周遊支援事業業務委託仕様書

この「業務仕様書」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「インバウンド県内周遊支援事業業務」（以下「本業務」という。）の受託候補者の選定に関し、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「コンペ参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 業務の目的

交流人口拡大及び滞在日数の増加による本県の観光消費額の拡大を図り、外国人観光客の県内周遊を促進するため、県北や沿岸を目的地に含んだインバウンド県内周遊を図る旅行商品を催行した場合の支援を行うもの。

2 業務件名及び数量

「インバウンド県内周遊支援事業業務」一式

3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

4 委託料の上限額

19,984,000円（税込）

（内訳）

支援金額 12,663,000円

それ以外の経費（消費税含む） 7,321,000円

5 支援対象事業者

本支援の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者（以下「支援対象事業者」という。）とする。

- (1) 海外の旅行業者
- (2) 旅行業法第3条又は第23条に基づく登録を受けている旅行業者及び旅行業者代理業者、旅行サービス手配業者
- (3) 岩手県暴力団排除条例（平成23年岩手県条例第35号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

6 支援金額

1名1泊あたりの支援金額	上限額
1,000円	※1ツアー最大200,000円まで ※1社あたりの補助上限額を1,000,000円とする

※添乗員やツアーガイド等、旅行催行業務に携わる関係者は支援金支給対象外とする。

※支援金の決定及び支払いは日本円建てで行われるものであり、為替レートの変動については考慮しない。

※「1社あたりの支援金上限額」の1社とは、ツアーを企画する旅行会社（委託元）とし、手配委託を受けた旅行サービス手配業者ではない。

7 支給要件

岩手県を訪れる海外（注1）からの旅行商品（募集型企画旅行、受注型企画旅行）で、1ツアーごとに次の条件を全て満たすこと。

- (1) 支援金支給対象となる旅行期間は以下のとおりとする。
対象旅行期間：令和6年9月1日（日）～令和7年1月31日（金）に催行された旅行商品
- (2) 岩手県内の県北又は沿岸地域（注2）の観光地（注3）を1箇所以上利用すること。
- (3) 岩手県内の宿泊施設で2泊以上宿泊（注4）すること。

(4) 岩手県滞在時の主な移動手段として、道路運送法第4条第1項に基づき、運輸局長の許可を受けた貸切バス、貸切タクシー、貸切ハイヤーを利用すること。

(5) 送客数が4名以上であること。

(6) 支給対象者から、ツアー催行前に事前相談受付の受理をしていること。

(注1) 支援金のインバウンド市場対象国・地域は、中国、香港、台湾、韓国、東南アジア（タイ、マレーシア、シンガポール等）、豪州、米国とする。

(注2) 県北又は沿岸地域は以下のとおりとする。

エリア	市町村
県北	久慈市、二戸市、普代村、軽米町、野田村、九戸村、洋野町、一戸町
沿岸	宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村

(注3) 観光地は原則として以下のとおりとする。

- ・観光地には、景勝地、博物館、水族館、体験コンテンツの利用を行う施設、宿泊施設、飲食施設、道の駅、土産物店等も含む。なお、遊覧船への乗船や三陸鉄道への乗車も含まれるものとする。
- ・コンビニエンスストア、ドラッグストア等は含まない。
- ・単なるトイレ休憩のみの利用を行う施設は含まない。

(注4) 県内の宿泊については、1旅程内であれば連泊である必要はない。また、1泊目と2泊目で異なる宿泊施設を利用する場合も対象とする。

8 委託内容

支援対象事業者が、本県の県北や沿岸を目的地に含んだ訪日外国人観光客向けの県内周遊を図る旅行商品を催行した場合の支援金の支給等に関する事務を行うもの。

(1) インバウンド県内周遊支援事業の制度周知

支援対象事業者等に本事業の周知を行うこと。

(2) 相談窓口の設置

本事業の制度説明や、予算管理のためのツアー催行前の事前相談受付、申請方法の問い合わせ対応のために相談窓口を開設すること。

(3) 申請受付及び審査

ア 申請書類（交付申請書兼請求書）の受付及び書類審査を行うこと。

イ 申請書類の審査後、給付要件に適合すると認められる場合は、速やかに県に申請書類を送付すること。

ウ 旅行実施日を問わず、申請の受付は先着順とし、期間内であっても予算がなくなることが見込まれ次第、受付を終了する。

エ 受託者は、申請書類等の審査において支給要件を満たしていないと判断した申請について、その内容と理由を県に報告すること。

(4) 支援金の支給決定

ア 県は、受託者から提出された申請書類を基に、支援金支給を決定し、受託者に通知する。

イ 受託者は、県が交付した支給決定通知書を申請者に対し送付する。

(5) 支援金支出事務等

ア 受託者は、支給が決定された事業者に対し、支援金を支払うこと。ただし、支払いに係る経費抑制のための効率化は妨げないものとする。

イ 支援金の支出は委託契約期間内に完了させること。

ウ 受託者は、県の指定の様式にて毎月、支援金の支出状況を翌月の10日までに県に報告する

こと。

エ 返還事案の報告

受託者は、以下の事案が判明した場合は、県に速やかに報告する。

(ア) 不正受給が発覚した場合

(イ) 過払い又は振込先の誤りが判明した場合

オ 返還請求

県は、上記報告の事実確認を行った上で、支援金の返還請求を決定する。

受託者は、返還請求が決定された事業者に対し、支援金の回収に係る各種業務を行う。

(6) 事業報告書の提出

受託者は本事業の実施後、実施結果をとりまとめた報告書を提出すること。

(7) その他、本業務を遂行するために必要な業務

ア 本事業の適切な管理・業務

イ その他、本事業の実施に当たり必要となる一切の業務

9 提案する項目

(1) 本支援事業の周知方法

(2) 申請受付から支援金支出までの仕組みの概要及びそれに係るスケジュール

(3) 海外の旅行会社等を含めた窓口対応の概要

(4) その他 事業効果を高める方策（自由提案）

10 事業実施に係る留意点

(1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならないこと。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならないこと。

(2) 再委託の相手方

受託者は、上記「(1) 再委託等の制限」イにより本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならないこと。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができること。

イ 県は、上記「(1) 再委託等の制限」イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができること。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県に対して文書により通知しなければならないこと。

(4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県、受託者間で協議の上、別途契約書により定めること。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様であること。

(6) 個人情報の保護

- ア 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。）第 66 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならないこと。
- イ 受託者は、当該業務において取り扱う個人情報の管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び当該業務に従事する者（以下「受注業務従事者」という。）を指定し、実施機関に報告すること。
- ウ 受託者は、利用目的以外の目的のために利用しないよう、受託事務等において取り扱う個人情報の使用目的、使用範囲等を明確にすること。
- エ 受託者は、引き渡された個人情報の返還、廃棄等の時期を明確にすること。また、業務完了後も県に個人情報の保管を指示された場合は、その方法を明確にすること。その保管が完了したときは、県の指示に従い、速やかに個人情報を返還し、又は廃棄すること。
- オ 受注者は、個人情報の運搬が伴う場合には、運搬の過程で個人情報が紛失等することがないように、受託業務従事者が直接運搬する等、運搬及び受渡しの方法について確実な措置を講じなければならないこと。
- カ 特記事項に違反した場合には、損害賠償請求、指名停止等の措置を採る場合があり、法に違反した場合には、法の規定に基づき処罰される場合があること。
- キ 個人情報の適正な取扱いを確保するため、実施機関は、別途報告又は資料の提出を指示する場合があります、その場合、受託者は、実施機関の指示に従うこと。

(7) 委託金額の精算

当該委託事業に要した経費の実績額が委託金額を下回る場合は、当該実績額をもって委託金額とすること。

(8) その他

本業務の実施に当たり、本仕様書に記載のない事項又は疑義が発生した場合は、速やかに県と協議を行うもの。